



2025 年 11 月

三島信用金庫

暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込みについて

記

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

昨今、インターネットバンキングによる不正送金被害をはじめ、投資詐欺や特殊詐欺、SNS 型投資・ロマンス詐欺などの被害金が暗号資産交換業者や資金移動業者の金融機関口座に送金される事案が多数報告されております。

このような状況を踏まえ、お客さまの大切なご預金をお守りし、不正送金防止等の観点から、当金庫では、暗号資産交換業者および資金移動業者へのお振込みに際し、支払口座名義人（法人口座を含む）と異なるご依頼人名でのお振込みをされる場合には、お振込みをお断りさせていただきます。

また、同様のお取引が確認された場合、お取引の一部（または全部）を制限させていただくことがあります。

さらに、お客さまが詐欺被害に遭われていないかなど、不正送金（振込）の未然防止のため、送金理由等を確認するとともに、必要に応じてご本人確認資料や疎明資料等のご提出をお願いする場合がございます。

お客さまにはご不便をおかけいたしますが、被害防止のため、何卒ご理解とご協力をお願い申し上げます。

※口座名義人の前後に数字等を付される場合は、制限の対象になりません。

以上

